

令和7年度サービス管理責任者等更新研修業務仕様書

1 業務の目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成及び資質の向上を目的とする。

2 業務の内容

サービス管理責任者等更新研修の実施

(1) 研修対象者

兵庫県の障害福祉サービス事業所等において、令和2年度および令和3年度更新研修を修了した者であつて、以下のいずれかに該当し、サービス管理責任者等として配置している者又は配置しようとする者とする。

ア 指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等若しくは管理者として従事している者又は指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所（以下「地域相談支援事業所等」という。）において相談支援専門員として従事している者

イ 研修受講開始日前5年間に於いて、アの業務に通算して2年以上従事していた者

(2) 研修形式

集合研修またはオンライン

(3) 研修カリキュラム

国が定める研修プログラムの内容以上のものとする。

(4) 講師

研修の講師は、国が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修（以下「国研修」という。）を修了した者又はこれに準ずる者が務めることとする。

(5) 研修開催までの業務

ア 全体設計、講師打合せ、研修資料作成、会場確保

イ 募集要項作成、申込みサイト構築、受講可否通知

ウ 研修案内送付、リハーサル

エ 合理的配慮の対応

オ ヘルプデスク運営

(6) 研修開催当日の業務

ア 受講者の受付

イ 研修実施

ウ ヘルプデスク運営

エ アンケート回収

オ 合理的配慮の対応

(7) 研修終了後の業務

ア 修了者名簿作成

イ 研修資料の提出

ウ 修了証発行・送付

エ ヘルプデスク運営

3 研修内容

サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の人材養成を目的とした研修を実施する。なお、研修開催においては次の要件を満たした内容で実施することとする。

(ア) 国のカリキュラムに準じた研修内容とすること。

(イ) 質が確保された均質な研修が行われるように、適宜講師等から研修に関する意見を聞くこと。

(ウ) 更新研修の全課程を修了した者に対し、修了証書を交付すること。

4 受講者数

更新研修：450名程度（令和2年度および令和3年度更新研修修了者）

5 受講料

1日あたり5,000円

なお、受講料は研修実施者が収入し、事業費に充填すること。

6 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

7 事業費

上限2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度当初予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施せず、契約を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と選定業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

契約保証金については、兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社の履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

8 その他

- (1) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と事業者が必要に応じて協議するものとする。